

事 務 連 絡

令和元年12月13日

保 護 者 様

印西市教育委員会指導課長

感染症（インフルエンザを除く）り患時の登校（園）許可に
おける証明書の書式変更について

寒気の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますます御清祥のこと
とお喜び申し上げます。また、日ごろより本市教育活動に対しまして、
御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、印西市では、医師により感染症（インフルエンザを除く）と診
断された場合には、学校保健安全法（第19条）により、出席停止等の
措置を行うとともに、登校（園）再開の際に「治癒証明書」にて医師の
証明をいただいております。

しかし、疾患により書類の扱いが異なることや、治癒後再受診の必要
のない疾患でも書類のために受診し、過剰な負担をおかけしている点を
考慮した結果、登校（園）再開の際には、別紙様式「**感染症（インフル
エンザを除く）療養報告書**」に変更することとなりました。

医師が診断時または治癒時に記入し、保護者の方は療養状況を記入し
て、登校（園）再開時に学校（園）に提出する形となります。

なお、様式については、学校から受け取っていただくほか、印西市ホ
ームページからダウンロードにより入手できます。

学校（園）における感染症の流行を予防するために、御理解、御協力
をお願いいたします。

問い合わせ先

印西市教育委員会指導課

T E L 3 3 - 4 7 0 5

F A X 4 2 - 0 0 3 3

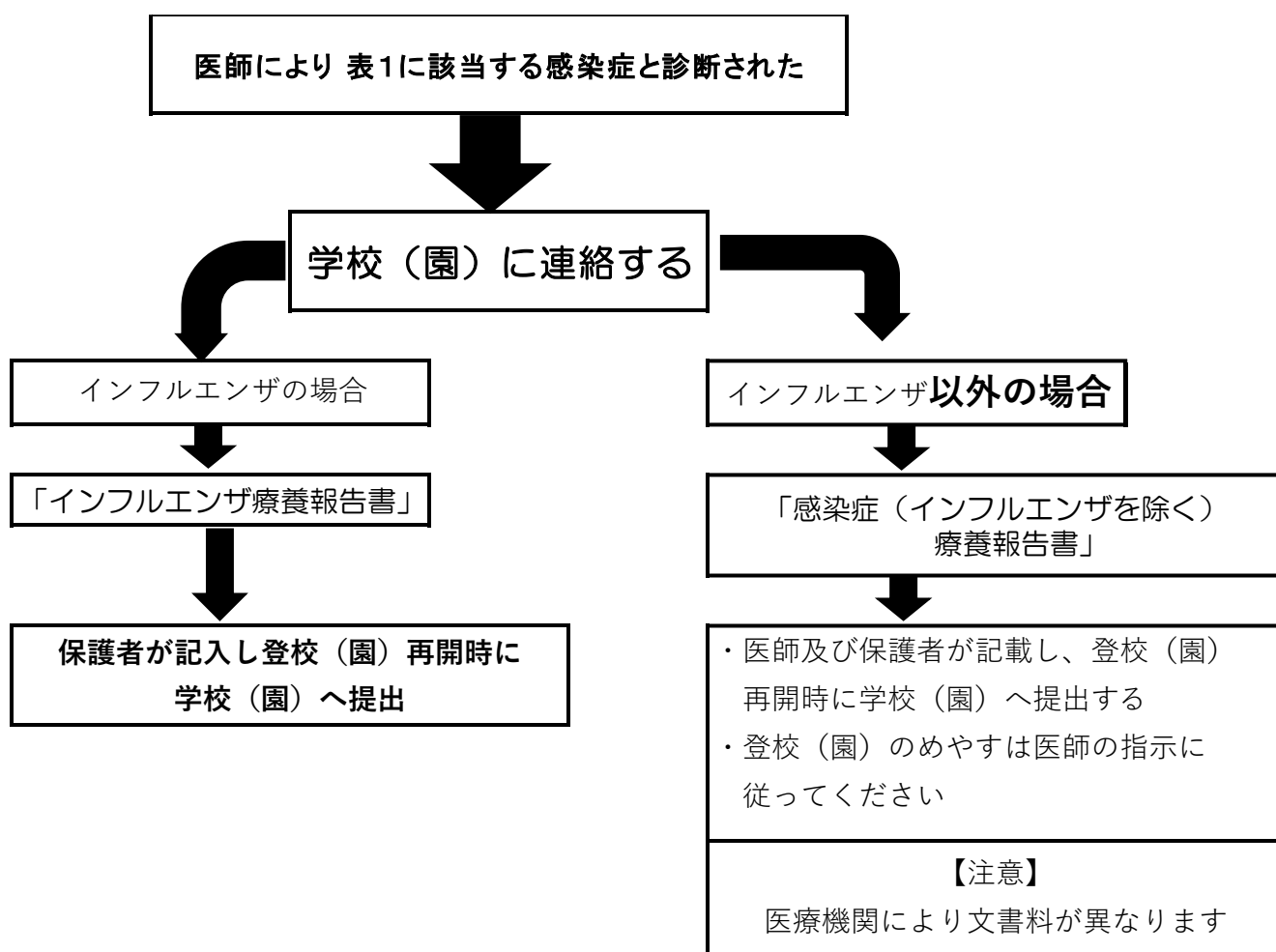
学校感染症による出席停止の手順について

印西市教育委員会指導課

学校（園）は幼児・児童・生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされています。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校安全法施行規則（第18・19条）に規定されています。

医師により感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。



【注意】

- ①報告書のすべての項目が満たされてからの登校（園）をお願いします
- ②記入不備や忘れた場合は、確認の連絡をさせていただきます

表1

学校（園）における感染症		出席停止期間	医師書類記入の目安	登校の目安				
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	再 受 診 時 記 入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを				
	クリミア・コンゴ出血熱							
	痘そう							
	南米出血熱							
	バスト							
	マールブルグ病							
	ラッサ熱							
第二種	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	再 受 診 時 記 入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを				
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで						
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下線、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで						
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで						
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで						
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで						
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで						
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで						
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	再 受 診 時 記 入	登校（園）前に再受診し、登校（園）してよいことを				
	流行性角結膜炎							
	急性出血性結膜炎							
	コレラ							
	細菌性赤痢							
その他の感染症	A群溶連菌感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	診 断 時 記 入	校 医 師 の 指 示 に 従 い 登				
	ウイルス性肝炎							
	感染性胃腸炎							
	マイコプラズマ肺炎							
	伝染性紅斑（りんご病）	医師において感染のおそれがないと認めるまで			診 断 時 記 入	校 医 師 の 指 示 に 従 い 登		
	ヘルパンギーナ							
	手足口病	欠席の必要性がない場合は、提出は不要です					診 断 時 記 入	校 医 師 の 指 示 に 従 い 登
	伝染性膿痂疹（とびひ）							
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過しかつ解熱後2日（幼児3日）を経過するまで	保護者記入					